

31年度の申告から
配偶者控除と配偶者特別控除が一部改正されます

お問い合わせは
市民税課
☎483-1151(代表)へ

31年度(30年中の所得に対する課税分)から、
市民税・県民税の配偶者控除と配偶者特別控除の
控除額などが改正されます。勤務先の扶養手当
や社会保険への加入条件などとは異なりますの
で、社会保険などは勤務先へ確認してください。

納税者本人の
所得要件が設けられます

31年度から、納税者本人の合計所得が1,000
万円(給与のみの場合、収入1,220万円以下)を超
える場合、配偶者控除が適用できなくなります。
配偶者の合計所得が38万円以下(給与のみの
場合、収入103万円以下)の場合、現行では納税
者本人の所得に関わらず、配偶者控除額33万円
が適用されますが、31年度からは納税者本人の
合計所得が900万円を超えると22万円、950万円
を超えると11万円に減額されます。
配偶者特別控除にも同様に、納税者本人の所
得要件が設けられます。

配偶者特別控除が適用される
配偶者の所得要件が拡大

現行では、配偶者の合計所得が76万円(給与
のみの場合、収入141万円)を超えると、配偶者
特別控除が適用できませんが、31年度からは合
計所得123万円(給与のみの場合、収入201万円)
に改正されます。

配偶者控除・配偶者特別控除の所得控除金額

配偶者控除	配偶者特別控除								
	～38 (～103)	～45 (～110)	～50 (～115)	～55 (～120)	～60 (～125)	～65 (～130)	～70 (～135)	～75 (～140)	76～ (141～)
33※	33	31	26	21	16	11	6	3	—

※老人配偶者控除(70歳以上)は、所得控除金額38万円

改正後の制度

配偶者の合計所得金額→

()内は給与のみの収入金額

(単位:万円)

		配偶者控除	配偶者特別控除								
		～38 (～103)	～90 (～155)	～95 (～160)	～100 (～167)	～105 (～175)	～110 (～183)	～115 (～190)	～120 (～197)	～123 (～201)	123～ (201～)
納税者本人の合計所得金額	～900 (～1,120)	33 ※①	33	31	26	21	16	11	6	3	—
	～950 (～1,170)	22 ※②	22	21	18	14	11	8	4	2	—
	～1,000 (～1,220)	11 ※③	11	11	9	7	6	4	2	1	—
	1,000～ (1,220～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除(70歳以上)は、所得控除金額①38万円、②26万円、③13万円

農業交流センター☎406-4778

申し込みは、電話か同センターホームページから。

◆地域の竹で竹工作にチャレンジ！

竹とうろうを作ります。小・中学生対象(保護者同伴可)。各回先着15人 ㊟2月3日(土)①午前9時30分～正午 ②午後1時30分～4時 ㊿1組500円

◆簡単！パッククッキング講座

ポリ袋を使った時短料理を学びます。先着16人。エプロン、三角巾、ふきん、台ふきん、飲み物、筆記用具持参 ㊟2月4日(日)午前10時30分～午後0時30分 ㊿1,500円

◆園芸講座

木バラの手入れと管理の仕方を学びます。先着40人 ㊟2月10日(土)午前10時～正午

◆親子料理教室

「鶏ささみとリンゴのサラダ」と「手作りパスタ、魚介ソース」を作ります。先着16組32人。子どもは5歳以上対象。エプロン、三角巾、ふきん、台ふきん、筆記用具、飲み物、子ども用の上履き持参 ㊟2月11日(祝)午前10時30分～午後1時30分 ㊿1組1,800円

◆バレンタインケーキ講座

バレンタイン向けのチョコレートケーキを作ります。先着16人。エプロン、三角巾、ふきん、台ふきん、飲み物、筆記用具持参 ㊟2月12日(休)午前10時30分～午後1時 ㊿1,500円

税理士の無料相談会を行います

税理士による確定申告の無料相談会を行います。小規模納税者の所得税・復興特別所得税・個人消費税や、年金受給者・給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合や住宅借入金等特別控除などを適用する場合を除きます。相談会は混雑状況などにより、受け付けを早めに終了する場合があります。来場の際は、公共交通機関をご利用ください。申告書などの提出のみの場合は、税務署へ郵送または直接お持ちください。

▼日時／場所 ①2月1日(木)・2日(金)／勝田台文化センター、②2月8日(木)・9日(金)／八千代台文化センター、いずれも午前9時30分～正午、午後1時～3時 ▼問い合わせ 千葉西税務署 ☎043(274)2111 (市民税課)

広報やちよをポスティングしています

広報やちよは、新聞(毎日、朝日、読売、産経、東京、日本経済、千葉日報)に折り込んでお届けしています。市内在住で新聞を購読していない人には、封筒に入らずに広報紙を郵便受けなどに投函するポスティングサービスを行っています。申し込みは、広報広聴課 ☎(483)1151へ。また、市ホームページでPDF版を見ることができます。(広報広聴課)

募集 適応支援センターの体育室使用団体

市内小・中学校の不登校児童生徒の自立と学校復帰を支援する適応支援センター(八千代台北8-9-12)では、体育室を開放しています。来年度の体育室の使用団体を1月16日(火)から受け付けます。体育室は18m×12mで、学校の規模から比べると小規模ですが、卓球・バドミントン・体操・武道などに使用できます。

▼対象 市内で活動している10人以上のスポーツ団体 ▼利用期間 4月1日(日)～31年3月31日(日)の土曜日曜日午前9時～午後6時 ※原則として1団体週1回3時間までの定期使用 ▼申し込み 適応支援センター ☎(486)1019へ連絡後、2月13日(火)までに申請書類を提出してください

2月14日(水)～16日(金)は総合生涯学習プラザのプールは利用できません プールの清掃・点検作業を実施するため、2月14日(水)～16日(金)の期間はプールを利用できません。館内、他の施設は、通常どおり利用できます。お問い合わせは、総合生涯学習プラザ ☎(487)3719へ。